

令和 8 年度第 3 回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和 8 年度第 3 回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者は、 ■ 番 ■ 委員の 1 名です。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員数 14 名中本日の出席者は 13 名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第 3 条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 ■ 、 ■ 両委員にお願いします。
議案第 1 号	議 長	それでは議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■ 番	「新規」というのは、今まで全く利用権設定がなかったものをいうのですか？それとも農地中間管理機構に切り替えたために、「新規」ということになったのですか？
	農地係	新しく契約されたものもありますし、基盤法から農地中間管理機構に移行したものもあります。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第 2 号	議 長	続きまして、議案第 2 号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■ 番	「非農地」というのは、農業委員会が見て、「これは、農地ではない山林化している」と判断したものか、それとも個人が申請されたものなのでしょうか？
	農地係	「非農地」についてですが、農業委員会です非農地証明を出されたもの

		を、後から除外しています。「非農地」の中に、農業委員会の方で非農地証明申請を受けたものも含まれておりますので、後から農業振興地域の方から外すようにしております。
	■番	よくわからなかったのですが、私の質問は、この「非農地」になっているのは、農業委員会の方が「これは、もう山林化している」と判断して「非農地」としたもののなのか、それとも個人が「この農地は、もう山林化しているために非農地にしてください」と申請されたもののなのかということです。
	事務局長	農業委員さんが調査をされて、「非農地」と判定されたものについて、後から農振除外を行うようにしているので、今回の農地は農業委員さんが「非農地」と判定されたものです。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第3号	議 長	続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-10の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-10について、報告します。場所は■から■へ■の場所にあります。6月20日に■農業委員と譲受人の■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、高齢であり、耕作することが困難となったため、後継者である譲受人が譲受け、農業経営を継続するものです。これまでも後継者として農作業をされており、所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-11、3-12の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-11、3-12について、報告します。場所は、■から■へ■の場所にあります。6月21日に■農業委員と申請人の■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人と譲受人は、圃場整備を実施した際に、受付番号3-12案件の農地と交換することを約束されていたとのことですが、地籍調査が済んでから交換した方がいいよというアドバイスがあったので待っておられたのですが、両者とも高齢になったので、いつまでも待てないということで、今回所有権移転の許可申請をされたものです。現在は、■が■が■から借り受けて耕作されており、今後も■が耕作を継続されるとのことですので、所有権移転をされても何ら問題はない

		ものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-13の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-13について、報告します。場所は、■から■へ■の場所にあります。6月16日に■農業委員と調査しました。申請農地の譲渡人は、高齢であり、耕作することが困難となったため、後継者である譲受人が譲受け、農業経営を継続するものです。これまでも後継者として農作業をされており、所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。譲受人は譲渡人の娘さんということで、いつも来て農業をされているということで、当日も行ってみたら、管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-14の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-14について、報告します。場所は、■から■へ■の場所にあります。6月22日に■農業委員と■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、遠くに住んでおられて中々帰れないということです。放棄地にするには、もったいない場所だと思いました。耕作に適していると感じました。所有権移転して存続できるのではないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-15の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-15について、報告します。場所は、■から■へ■の場所にあります。6月18日に■農業委員と■同行のもと調査しました。申請農地の譲受人は、独立して就農するための農地を求められていたところ、高齢で耕作することが困難となっていた譲渡人との合意に至り、今回所有権移転の許可申請をされたものです。譲受人は、町内のトマト農家で農作業の経験を積まれてから新規に就農されるもので、所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	3-11、3-12の案件についてですが、これは圃場整備に伴い、農地の交換ということですが、■が圃場整備で4反ぐらいの農地にされているのだと思うのですが、■と■が■の農地になっていると思うのですが、これは■と逆になっているということはないのでしょうか？
	事務局長	■が現在、■の所有になっていて、今回、■所有の農地を■に、■所有の農地を■に譲り受けるということです。

	■番	■■■■の農地を含めて4反の田を現在、■■■■が作られていますよね。■■■■と■■■■と■■■■も■■■■の農地ではないのですか？
	■番 (推進)	■■■■は、現在、圃場整備により■■■■所有の農地と1枚の田になっています。これを今回、■■■■に譲渡すということです。
	事務局長	■■■■の農地も含む大きい4反の田の中に、1部■■■■所有の農地で残っていたので、ここを■■■■所有の農地にして、その上で、耕作については、■■■■が借り受けて耕作されるということです。
	■番	はい。わかりました。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
報告第2号	議 長	続きまして、報告第2号「農地改良届について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第2号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時17分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和8年7月28日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員